

意匠法条約⁽¹⁾ 外交会議と条約の概要

会員 中村 知公
会員 村松 由布子
会員 篠田 卓宏



要 約

2024年11月に、サウジアラビア王国の首都リヤドにて意匠法条約（Design Law Treaty、DLT）の外交会議が開催され、意匠法条約が採択された。意匠法条約は、企業・クリエイター等が各国へ意匠出願する際、国毎に求められる方式要件や手続の調和・簡素化を目的とする条約である。条約の検討開始から約20年もの間、内容の検討と議論を重ねて外交会議の開催に至った。外交会議は、各国代表や政府機関、オブザーバーを含めて約900名が参加し、総括的な本会合、実体規定を扱うメインコミッティーⅠ、管理規定を扱うメインコミッティーⅡなどにおいて議論・検討が行われた。意匠法条約の内容のうち、特に、意匠出願に含めることができる項目、新規性喪失例外適用規定（グレースピリオド）、出願・登録意匠の非公表制度（秘密意匠制度）、優先権主張の訂正又は追加は、注目すべき内容といえる。一部の規定（新規性喪失例外適用規定（グレースピリオド）、非公表制度など）は適用の留保が認められる。

目次

1. はじめに
2. DLT 外交会議
 2. 1 外交会議について
 - (1) 外交会議の沿革及び趣旨
 - (2) 外交会議の組織・構成と主な検討議題
 2. 2 意匠法条約について
 - (1) 意匠法条約の主な内容
 - (2) 主な条項・規則等の具体的内容
 2. 3 今後の期待
3. おわりに

1. はじめに

2024年11月11日から11月22日、サウジアラビア王国の首都リヤドにて、意匠法条約（Design Law Treaty、DLT）の外交会議が開催された⁽²⁾。外交会議には、158か国の代表団、5つの多国間機関（EU、OAPI、ARIPO他）、また、日本弁理士会をはじめとするオブザーバー参加枠の22団体の非政府組織（日本弁理士会、日本知的財産協会（JIPA）、日本商標協会（JTA）を含む）が参加し、これら約900人が集まって会議が行われた。本稿において、外交会議の内容や条項等について紹介したい。

2. DLT 外交会議

2. 1 外交会議について

(1) 外交会議の沿革及び趣旨

本外交会議は、ノルウェイが2005年のWIPO SCT⁽³⁾に提案を行ったDLTに関し、2010年から検討された具体的な条文案を、WIPO加盟国に対し適用される条約として採択することを検討するための、加盟国政府代表による会議であった。

意匠法条約は、企業・クリエイター等が各国へ意匠出願する際、国毎に求められる方式要件や手続を調和・簡素化させることを目的とする条約である。即ち、本条約は、WIPO加盟国の国内意匠法について「手続面」でのハーモナイゼーションを図り、一層使いやすい国内意匠法の成立を志向するものがある。

意匠に関する条約がWIPOで成立するのは、ハーグ協定ジュネーブ改正協定(1999年)以来25年ぶりのことであり、国際的な意匠法の領域において極めて大きな成果であるとともに、各国意匠法のハーモナイゼーションに向けた重要な前進である。

一方、意匠法条約の草案検討から条約の採択まで、長い年数を要したことも事実である。その理由として、53カ国が属するアフリカグループが、草案検討の当初から意匠の登録適格性に関連するものとして遺伝資源(Generic Resources)、伝統的文化表現(TCE: Traditional Cultural Expressions)、又は、伝統的知識(TK: Traditional Knowledge)の情報開示を出願人に義務化する提案に固執した経緯がある。この提案に反対する主に先進国勢との間に見解の一致が見られず議論の膠着が継続した。

その後、2022年のWIPO一般総会において、アフリカグループからIGC(遺伝資源・遺伝資源に関連した伝統的知識の特許出願における出所開示要件に係る国際法的文書)、及び、意匠法条約採択のための外交会議をパッケージとして開催する提案があり、今回の開催に至った。IGC及び意匠法条約の議論においては、いずれも出所開示要件等の論点で南北対立が生じたことから、主に途上国が要望するIGCで議論してきた国際法的文書の採択(2024年採択決定)と先進国が要望する意匠法条約の採択を並行して検討することとし、IGCで議論してきた国際法的文書の採択を希望する途上国の要望と、意匠法条約の採択を切望する先進国のそれとを相互に叶える方向を志向し、今回の外交会議開催に至った。なお、WIPO加盟国は、7つのグループ(Group B(先進国グループ)、CEBS(中央ヨーロッパ及びバルト諸国)、CACEEC(中央アジア・コーカサス・東ヨーロッパ諸国)、China(中国)、APG(アジア太平洋グループ)、GRULAC(ラテンアメリカ及びカリブ諸国グループ)、African Group(アフリカグループ))に分かれており、各国はそれぞれの意見を持ちつつグループ内にて意見を調整して本会議に臨む運営がなされている。

(2) 外交会議の組織・構成と主な検討議題

今回の外交会議は、WIPOが開催するSCTなど各国知的財産庁の代表による実務レベルの会議体とは異なり、多国間条約を交渉し採択又は改正する際、各国の全権大使を招集し条約の採択を検討する会議である。外交会議は主に次の会議体から構成された。更に、オブザーバーの意見も含め、会議における発言等の内容は常時インターネットにより全世界に配信された。

① 本会合(プレナリー)

全加盟国・オブザーバーが参加した会議である。外交会議議長は開催国サウジアラビア王国の知財庁長官 Dr. Abdulaziz Muhammad AISWAILEM氏が務め、また、副議長が7名選出された。

② メインコミッティー I

全加盟国・オブザーバーが参加した会議である。実体規定(1~21条、Resolution、1~16規則)の議論を目的とした。ペルー国代表の Sergio CHUEZ SALAZAR氏が議長に選出された。SALAZAR氏は2023年10月のSCT特別会合においても議長を務めている。

③ メインコミッティー II

全加盟国・オブザーバーが参加した会議である。管理規定(22~32条、17規則)を議論することを目的とした。

議長はドイツ国代表の Christian SCHERNITZKY 氏が選出された。

上記に加えて、条文の確認を行う Drafting Committee、信任状の確認を行う Credentials Committee、各委員会の運営についての確認を行う Steering Committee により会議は運営がなされた。会期 3 日目以降は、各地域グループから限定数の国のみが参加する非公式会合（Informal Consultations）が開始された。この非公式会合は、前記本会議での議論を円滑に進めるため、意見が分かれる特定の条文を検討し、その場で暫定的な合意が得られた条文のみを本会合で正式承認する確認を目的とする会合である。非公式会合は、大議場のモニターにリアルタイムで配信され、参加者のみが視聴を認められた。また、出所開示要件、技術支援などの対立が大きい議題について完全非公式に特定の内容について議論する小規模グループ AD HOC CONTACT GROUP などが設置された。

2. 2 意匠法条約について

(1) 意匠法条約の主な内容

採択された意匠法条約の合意事項は多岐にわたり、意匠制度利用者の視点から、重要と思われる次の事項を含んでいる。

- 4 条：出願の構成要件 _ 出願書類として官庁が出願人に求めることが可能な記載事項
- 5 条：代理人選任の例外 _ 出願日の確保・料金の支払いは代理人選任の例外
- 6 条：出願日認定要件 _ 出願日を認定するために最低限必要な記載事項
- 7 条：グレースピリオド _ 出願日（又は優先日）前 12 ヶ月における開示を新規性喪失の例外とする
- 10 条：一定期間の出願・登録意匠非開示 _ 出願・登録意匠の公開時期の繰延べ（秘密意匠制度）
- 11 条：意匠の電子システム（努力義務） _ 電子出願システム・優先権証明書の電子的交換（DAS）
- 12 条：提出物の方式的要件 _ 提出方法・言語等
- 14 条：手続期間の救済手続 _ 期間延長・期限徒過への救済
- 15 条：権利の回復、期限徒過による権利消滅への救済
- 16 条：優先権主張関連の救済 _ 優先権主張の訂正・追加
- 17 条：実施権・担保権の記録の申請要件 _ 官庁への実施権登録・担保権登録の申請要件
- 21 条：名義人の変更手続 _ 官庁への名義人変更手続の要件
- 23 条：訂正の申請手続要件 _ 手続における出願人の誤りの訂正
- 2 規則：部分意匠（任意規定）・物品の部分の保護

そして、これら対象事項の内、日本企業の海外意匠保護実務に影響を及ぼす事項であり、かつ、日本企業における海外意匠保護の戦略立案において極めて重要な項目は、次の事項である。

- 1) 意匠出願に含めることができる項目（4 条、2 規則、3 規則）
- 2) 新規性喪失例外適用（グレースピリオド）の義務化（7 条、31 条（2））
- 3) 出願・登録意匠の非公表の維持（秘密意匠制度）（10 条、31 条（2）、6 規則）
- 4) 優先権主張の訂正又は追加（16 条、31 条（2）、12 規則）

そこで、以下、前記四項目について概要を解説するとともに、実務家視点からその意義を解説する。

1) 意匠出願に含めることができる項目（4 条、2 規則、3 規則）

A：締約国は、締約国の国内法令に従って、意匠の登録適格性に関連する伝統的文化表現（TCE）又は伝統的知識（TK）に関する情報を、意匠出願の情報に含めることを要求することができる。

【実務家視点の意義】アフリカ勢は、意匠出願においてかかる情報提供は“MUST”とすべきとの立場を堅持したが最終的には“MAY”で合意した。制度ユーザーの情報開示負担は大幅に軽減したと考える。

B：締約国は、国内法令が定める場合にのみ「部分意匠」出願を認める。

【実務家視点の意義】総論的に加盟国は「部分意匠」導入の義務化には消極的である。しかしながら、意匠法条約が「部分意匠」を文言化した結果、加盟国の「部分意匠」導入検討の契機となることが期待される。

2) 新規性喪失例外適用（グレースピリオド）の義務化（7条、31条（2））

締約国は、出願日（又は優先日）から遡って12ヶ月以内に意匠が公開されたとしても、その意匠の新規性等が喪失しないものとして取り扱う。

【実務家視点の意義】意匠実務において、新規性喪失例外適用（グレースピリオド）は意匠保護の成否に係わる重大事項である。よって、新規性喪失例外適用（グレースピリオド）の義務化は、海外意匠保護を志向する実務家にとり、大きな前進である。

3) 出願・登録意匠の非公表の維持（秘密意匠制度）（10条、31条（2）、6規則）

締約国は、出願日（優先日ではない）から少なくとも6ヶ月間は、意匠を非公開としなければならない。

【実務家視点の意義】出願若しくは登録意匠の非公開は、意匠の価値・秘匿性・話題性・販売戦略等において重要な対応である。よって、かかる非公開の義務化は、極めて大きなユーザー利益を生むものとする。なお、6ヶ月の起算日は当初「優先日」であったが、日本特許庁及び当会・JTAの意見表明により「出願日」が起算日として採択された。

4) 優先権主張の訂正又は追加（16条、31条（2）、12規則）

締約国は、出願後一定期間は、優先権主張の訂正又は追加を認めなければならない。但し、実体審査の終了後は除く。

【実務家視点の意義】優先権の事後的な訂正・追加は制度ユーザーの利益を生む一方、実体要件審査の終了後の主張は不測の不利益を生みかねない。よって、実体審査終了後の訂正・追加を認めない旨の制限は、大きな効果があるとする。この「但書」も日本特許庁及び当会・JTAの意見表明により採択された成果である。

（2） 主な条項・規則等の具体的内容

以下、主な条項・規則等の具体的内容を紹介する。参考として仮訳を示すが、条文・規則・附帯決議については原文を確認いただきたい⁽⁴⁾。

1) 期間計算に関するブラジル提案（Resolution（旧1条（xxiv）））

・ 内容：条約および規則において期間が月単位で特定されている場合、締約国は、所定の条文及び規則を除き、1ヶ月を30日の期間とみなすことができることが規定された。

・ 議論の推移／結果

ブラジルより、条約および規則において月単位で示される期限は、締約国が自国の国内法に従って計算することができるのとを提案していた。ブラジルがcan be calculatedをmay be calculatedに変更し、Resolution（付帯決議）に記載し、所定の条文・規則については適用除外とすることで決着した。

・ 採択された条項・規則等

RESOLUTION BY THE DIPLOMATIC CONFERENCE SUPPLEMENTARY TO THE RIYADH DESIGN LAW TREATY AND THE REGULATIONS THEREUNDER

[仮訳]

リヤド意匠法条約および同条約に基づく規則の補足に関する外交会議決議

(中略)

6. 条約および規則において期間が月単位で特定されている場合、締約国は、第7条、第26条および第30条ならびに第9規則を除き、1ヶ月を30日の期間とみなすことができる。

2) 部分意匠 (2 規則 (3)、Resolution を追加記載)

・ 内容：部分意匠について規定された

・ 議論の推移／結果

部分意匠について、部分意匠制度を採用していない加盟国の懸念に配慮し、2 規則 (3) に “if the applicable law allows,” の文言が挿入され、Resolution (付帯決議) として、「外交会議は、第 3 規則 (2) のいかなる規定も、締約国に部分意匠の保護を要求するものと解釈してはならないことを確認した。」と記載した。

・ 採択された条項・規則等

Rule 2 Details Concerning the Application

[仮訳]

第 2 規則 出願に関する細目

(中略)

(3) [部分意匠] 締約国は、関係法令が認める場合には、物品又は製品の一部についての意匠を対象とする出願を認めるものとする。

RESOLUTION BY THE DIPLOMATIC CONFERENCE SUPPLEMENTARY TO THE RIYADH DESIGN LAW TREATY AND THE REGULATIONS THEREUNDER

[仮訳]

リヤド意匠法条約および同条約に基づく規則の補足に関する外交会議決議

(中略)

5. 外交会議は、第 3 規則 (2) のいかなる規定も、締約国に部分意匠の保護を要求するものと解釈してはならないことを確認した。

Rule 3 Details Concerning Representation of the Industrial Design

[仮訳]

第 3 規則 意匠の表現に関する細目

(1) [意匠の表現の形式]

(中略)

(c) 意匠は、他のいかなる事項も排除して単独で表現されなければならない。

(2) [表現に関する事項] (1) (c) の規定にかかわらず、意匠の表現には次のものを含めることができる。

(i) 点線や破線などの視覚的手段で表示されている場合、又は、関係法令により認められる場合には説明においてそのように特定されている場合、意匠の一部を構成しないもの

(ii) 立体的な意匠の輪郭又は容積を示すための陰影

3) 伝統的文化表現・伝統的知識・遺伝資源の出所開示要件 (4 条 (2)、(旧 3 条 (1) (a) (ix)))

・ 内容：締約国が出願人に対し、意匠出願書類において伝統的文化表現・伝統的知識に関する情報を求めることができること（任意）が規定された。

・ 議論の推移／結果

アフリカグループが 2004 年の第 32 回 SCT（商標、意匠及び地理的表示の法律に関する常設委員会）において、意匠出願書類における遺伝資源・伝統的文化表現・伝統的知識の出所開示を求めることができるようにすることを提案。伝統的文化表現・伝統的知識の出所開示を求めることは出願人の負担の増加に繋がり、出願手続きの簡素化を目指す DLT の目的に反するので受け入れられないとする先進国側と、伝統的文化表現・伝統的知識に関連する先住民等の利益保護を主張するアフリカグループを中心とする途上国側とが対立していた。日本弁理士会は、Opening Declarations において、これまで通り、伝統的文化表現・伝統的知識の出所開示要件を条約に規定することに反対したが、最終的に、締約国は関係法令で認められている場合には伝統的文化表現・伝統的知識の出所開示を求めることができる旨の規定とすることで合意。ただし、遺伝資源は対象外となった。

・採択された条項・規則等

Article 4 Application

[仮訳]

第4条 出願

(中略)

(2) [情報の表示] 締約国は、関係法令で認められている場合、出願に、先の出願又は登録の表示、若しくは出願人が知っているその他の情報（伝統的文化表現及び伝統的知識に関する情報を含む）であって、その意匠の登録適格性に関連するものを記載するよう要求することができる。

4) 代理（5条（旧4条））、出願日の認定を受けるための出願と単なる料金の支払い

・内容：締約国の国内に住所又は営業所のいずれも有していない者による国内代理人の選任義務を規定した。ただし、出願日の認定を受けるための出願、及び料金の単なる支払については、選任義務は無い。なお、出願日の認定を受けるための出願については、代理人の選任義務の例外の適用を留保することができる。

・議論の推移／結果

中国が、出願手続きの最初から代理してほしいという声が多いとして条文案に反対、韓国もこれをサポートし、最終的に条文案のままで採択されたが、出願日の設定のための出願については、締約国は留保できることとなった（31条：Reservation）。

・採択された条項・規則等

Article 5 Representatives : Address for Service or Address for Correspondence

[仮訳]

第5条 代理人、送達のための宛先又は通信のための宛先

(中略)

(2) [代理人選任の義務付け] (a) 締約国は、(b) の規定に従い、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない出願人、名義人その他の関係する者に対し、自国の官庁に対する手続をとるに際し代理人によって代理されるよう要求することができる。

(b) 締約国の領域内に住所も現実かつ有効な産業上若しくは商業上の施設も有しない出願人、名義人又はその他の関係する者は、出願日の設定のための出願及び料金の単なる支払のために当該官庁に対して自ら行動することができる。

5) 出願日認定要件（6条（旧5条））

・内容：締約国が出願人に出願に含めるよう要求できる最大限の要件を規定した。

・議論の推移／結果

願書の記載要件は minimum であるべきとして5条（1）（a）（v）「適用される法律で規定されるその他の表示または要素」の追加に反対するグループと、意匠は、特許・商標と異なり、後進国の意匠法の整備が進んでいないので状況が異なり規定の柔軟性が必要として5条（1）（a）（v）の追加を主張するグループとが対立したが、最終的に5条（1）（a）（v）は追加されず条文から削除され第6条となった。なお、出願日認定要件については、何年にもわたり議論が重ねられ、多くの国々が協力と調整により歩み寄ってきたが、その過程で日本は「意匠に係る物品」の記載を必須の記載要件とする提案を取り下げていた。

・採択された条項・規則等

Article 6 Filing Date

[仮訳]

第6条 出願日

- (1) [許容される要件] (a) 締約国は、(b) 及び (2) の規定に従うことを条件として、自国の官庁が認める言語で記載された次のものを当該官庁が受理した日を出願日として認める。
- (i) 出願を意図する旨の明示的又は黙示的な表示
 - (ii) 出願人を特定することができる表示
 - (iii) 十分に明瞭な意匠の表現
 - (iv) 出願人又はその代理人がある場合には当該代理人に官庁が連絡することを可能とする表示
- (b) 締約国は、十分に明瞭な意匠の表現及び出願人を特定することができる表示又は出願人若しくはその代理人がある場合には当該代理人に官庁が連絡することを可能とする表示とともに、(a) に規定する他の表示及び要素の全部ではなく一部のみを受理した日を、又はそれらを当該官庁が認める言語以外の言語によって当該官庁が受理した日を出願日とすることができる。
- (2) [許容される追加的な要件] (a) この条約の締約国となる時における自国の法令が、出願が出願日を与えられるために (b) に規定する要件のいずれかに適合することを要求する締約国は、宣言において、その要件を事務局長に通告することができる。
- (b) (a) の規定に従い通知することができる要件は、次のとおりである。
- (i) 製品又は意匠を組み込んだ製品の表示、又は意匠が使用される製品に関する表示
 - (ii) 意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明
 - (iii) 請求の範囲
 - (iv) 必要な料金の支払
 - (v) 意匠の創作者の特定に関する表示
- (c) (a) に基づき通知された宣言は、いつでも撤回することができる。

6) グレースピリオド (7 条 (旧 6 条))

・内容：出願日、又は優先権主張を伴う場合には優先日から遡って 12 ヶ月のグレースピリオドの期間に意匠が公表されたとしても、その意匠の新規性等の登録要件に影響を与えないものとして取り扱う旨を規定した。

・議論の推移／結果

2023 年 10 月の SCT 特別会合で、日本・カナダ・米国等が優先日から 12 ヶ月のグレースピリオドを主張し、インド・中国・ロシア・アフリカ等が反対した。中国とインドからは、開示の態様を一定の博覧会等に限定する提案も出されていた。

本外交会議では、グレースピリオドは SMEs 等の意匠ユーザーにとって有用であると主張するグループと、グレースピリオドは実体的要件に関するもので第 6 条自体の削除を求めるグループとが対立したが、最終的には、優先日から 12 ヶ月をグレースピリオドとすることに合意した。ただし、締約国は本規定を留保できることとなった (31 条：Reservation)。

条文案の 6 条 (1) については、優先日に先立つ 12 ヶ月の期間中における意匠の所定の状況下での開示が影響を与えない登録要件として、「新規性、独創性」に「個性又は非自明性 (individual character or non-obviousness)」を加え、条文案の 6 条 (2) は削除され、第 7 条となった。

・採択された条項・規則等

Article 7 Grace Period for Filing in Case of Disclosure

[仮訳]

第 7 条 グレースピリオド

出願日又は優先権が主張される場合には優先日に先立つ 12 ヶ月の期間中の意匠の開示は、それが次の者によりなされた場合、当該意匠の新規性、独創性、個性又は非自明性を損なうものではない。

- (i) 創作者又はその権利の承継人
- (ii) 濫用の結果も含め、創作者又はその権利の承継人から直接又は間接に意匠に関し開示された情報を得た者

7) 出願・登録意匠の非公表の維持（10条（旧9条）、6規則）

・内容：締約国は、出願日（優先日ではない）から最短でも6ヶ月間、意匠を非公表のまま維持することを可能としなければならないことが規定された。なお、締約国は本規定の適用を留保することが可能である。

・議論の推移／結果

日本弁理士会は、2024年10月のSCT特別会合において、日本代表団をサポートし、意匠の非公表の期間の起算日を優先日ではなく出願日とし、出願日から少なくとも6ヶ月は意匠が非公表とされるよう求める発言を行っていた。今回その成果があがり、締約国は、出願日から少なくとも6ヶ月は意匠を非公表としなければならない旨が記載された（10条、6規則）。ただし、締約国は、本規定を留保することができることとなった（31条：Reservation）。

・採択された条項・規則等

Article 10 Publication of the Industrial Design

[仮訳]

第10条 意匠の公表

(1) [意匠の非公表] 締約国は、自国の関係法令で定める期間中（規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。）意匠を非公表のまま維持しなければならない。

Rule 6 Details Concerning Publication

[仮訳]

第6規則 公開に関する細目

第10条（1）で規定する最小限の期間は出願日から6ヶ月とする。

8) 各種救済措置（14条（旧12条）、15条（旧13条）、16条（旧14条））

・内容：期間救済、権利回復の規定等の手続救済規定について規定した。

・議論の推移／結果

2023年10月のSCT特別会合において、インドが権利回復等の手続救済の規定を義務規定（shall）ではなく任意規定（may）にすべきと提案。救済措置規定はDLTにとって不可欠であるとして義務規定とすることを主張する先進国と、任意規定とすることを主張する途上国とが対立した。本外交会議における議論の結果、義務規定（shall）となったが、優先権回復の規定は締約国が留保できることとなった。

・採択された条項・規則等

Article 14 Relief in Respect of Time Limits

[仮訳]

第14条 期間に関する救済

(1) [期間の延長] 締約国は、自国の官庁に対する手続上の行為に関し当該官庁が設定する期間を規則で定める期間延長する旨を定める。ただし、その旨の申請が規則で定める要件に従って官庁にされ、かつ、当該締約国の選択により、その申請が次のいずれかの時に提出される場合に限る。

(i) 当該官庁が設定する期間の満了前

(ii) 当該官庁が設定する期間の満了後、かつ、規則で定める当該申請の期間内

(2) [処理の継続] 締約国は、自国の官庁に対する手続上の行為に関し当該官庁が設定する期間を出願人又は名義人が遵守しなかった場合において、当該締約国が（1）の規定に基づく期間の延長を定めていないときは、次のことを条件として、当該出願又は登録に係る処理を継続する旨、及び必要なときは、当該出願又は登録に係る出願人又は名義人の権利を回復する旨を定める。

(i) その旨の申請が規則で定める要件に従って当該官庁にされること

(ii) 規則で定める期間内に、（1）に規定する申請が提出され、かつ、その期間が適用された当該行為のための全ての要件が満たさ

れること。

Article 15 Reinstatement of Rights After a Finding by the Office of Due Care or Unintentionality

[仮訳]

第 15 条 相当な注意を払ったこと又は故意でないことが官庁により認定された後の権利の回復

(1) [権利の回復] 締約国が第 14 条 (1) (ii) 又は (2) の規定に基づく救済措置を定めていないときは、当該締約国は、自国の官庁に対する手続上の行為のための期間を出願人又は名義人が遵守しなかった場合において、当該期間を遵守しなかったことがその直接の結果として出願又は登録に係る権利の喪失をもたらした場合には、次のことを条件として、当該官庁が当該出願又は登録に係る当該出願人又は名義人の権利を回復する。

- (i) その旨の申請が規則で定める要件に従って当該官庁になされていること
- (ii) 規則で定める期間内に、(i) に規定する申請が提出され、かつ、その期間が適用された当該行為のための全ての要件が満たされること
- (iii) (i) に規定する申請において当該期間を遵守しなかった理由を明示すること
- (iv) 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず当該期間を遵守することができなかったものであること又は、当該締約国の選択により、その遅滞が故意でなかったことを、当該官庁が認めること

Article 16 Correction or Addition of Priority Claim ; Restoration of Priority Right

[仮訳]

第 16 条 優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復

(1) [優先権主張の訂正又は追加] 締約国は、次のことを条件として、出願（「後の出願」という。）に関する優先権の主張を訂正し、又は追加する旨を定める。

- (i) その旨の申請が規則で定める要件に従って官庁にされること。
- (ii) 規則で定める期間内に (i) に規定する申請が提出されること。
- (iii) 後の出願の出願日が、優先権の主張の基礎となる出願のうち最先のものの出願日から算出される優先期間が満了する日以前であること。

(2) [後の出願を遅れてすること] 締約国は、先の出願に基づく優先権の主張を伴う出願又は当該主張を伴うことが可能であった出願（「後の出願」という。）の出願日が、その優先期間の満了の日の後であるが、規則で定める期間内である場合には、次のことを条件として、自国の官庁が優先権を回復する旨を定める。

- (i) その旨の申請が規則で定める要件に従って当該官庁にされること。
- (ii) 規則で定める期間内に (i) に規定する申請が提出されること。
- (iii) (i) に規定する申請に当該優先期間を遵守しなかった理由を明示すること。
- (iv) 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず当該優先期間内に後の出願をすることができなかったこと又は締約国の選択により、それが故意ではなかったことを、当該官庁が認めること。

9) 優先権主張の訂正・追加期間との関係で優先権証明書の提出期間を定める日本提案（14 条（1）関連、Resolution に規定）

・内容：14 条（1）に基づいて優先権主張の訂正又は追加が行われる場合には、優先権書類の提出期間について、少なくとも 12 規則（2）で定める優先権主張の訂正又は追加の請求書を提出可能な期間よりも短くならないようにすべきことを規定した。

・議論の推移／結果

日本代表団の努力の結果、Resolution（付帯決議）として採択された。

・採択された条項・規則等

RESOLUTION BY THE DIPLOMATIC CONFERENCE SUPPLEMENTARY TO THE RIYADH DESIGN LAW TREATY AND THE REGULATIONS THEREUNDER

[仮訳]

リヤド意匠法条約および同条約に基づく規則の補足に関する外交会議決議

(中略)

2. 第 16 条の採択に際し、外交会議は、第 16 条 (1) に従って優先権主張の訂正又は追加が行われる場合、第 4 条 (1) (vii) に従って証拠を要求する締約国は、少なくとも第 12 規則 (2) にいう申請の提出期間内に証拠を提出できるようにすることが望ましいことを確認した。

10) 優先権主張の追加・訂正期間と実体審査に関する日本提案 (16 条、12 規則 (3))

・ 内容

優先日から間もなく後願 (第二国出願) が出願された場合、実体審査を行う一部の官庁にとって、実体審査終了後に案件を再開し再審査することは困難であるため、その場合には 16 条 (1) (i) に規定する申請に対し優先権の主張の訂正又は追加の機会を与える義務を負わないことを規定した。

・ 議論の推移／結果

日本代表団の努力の結果、12 規則 (3) として採択された。

・ 採択された条項・規則等

Rule 12 Details Concerning Correction or Addition of Priority Claim and Restoration of Priority Right Under Article 16

[仮訳]

第 12 規則 第 16 条に規定する優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復に関する細目

(中略)

(3) [例外] いかなる締約国も、第 16 条 (1) (i) に規定する申請が実体審査が完了した後に受理された場合は、同条 (1) に規定する優先権の主張の訂正又は追加を定める義務を負わない。

11) 関連意匠制度維持のための例外 (17 条 (4)・18 条 (3)・21 条 (6) 関連、Resolution)

・ 内容：基礎意匠とその関連意匠の移転、専用実施権の設定等について、一括で (同時に) 申請を求めることが、DLT (意匠法条約) 上の方式要件に違反しないことを確認するための規定が設けられた。

・ 議論の推移／結果

日本代表団の努力の結果、Resolution (付帯決議) として採択された。

・ 採択された条項・規則等

RESOLUTION BY THE DIPLOMATIC CONFERENCE SUPPLEMENTARY TO THE RIYADH DESIGN LAW TREATY AND THE REGULATIONS THEREUNDER

[仮訳]

リヤド意匠法条約および同条約に基づく規則の補足に関する外交会議決議

(中略)

4. 第 17 条 (4)、第 18 条 (3) 及び第 21 条 (6) の採択に際し、外交会議は、関連意匠制度を有する締約国が自国の適用法に従って関連登録の一括請求を行うことを要求する可能性をこれらの条項が排除するものではないことを確認した。

12) 実施権を登録しないことの効果に関するブラジル提案 (19 条 (2) (旧 17 条 (2)))

・内容：実施権を登録しないことの効果について規定した。

・議論の推移／結果

実施権を登録しないことの効果に関し、ブラジルが「締約国は、実施権者が、名義人によって提起された侵害手続きに係る訴訟に参加する権利又は当該訴訟を通じて実施権の対象となる意匠の侵害から生じた損害の賠償を受ける権利を当該締約国の法令に基づいて有するための条件として、実施権の記録を要求してもよい (may)」と任意規定とすることを提案。先進国勢の粘り強い交渉の結果、実施権の記録を要求できない (may not) と規定することで合意

・採択された条項・規則等

Article 19 Effects of the Non-Recording of a License

[仮訳]

第 19 条 実施権が記録されていないことの影響

(中略)

(2) [実施権者の一定の権利] 締約国は、実施権者が、名義人によって提起された侵害手続きに係る訴訟に参加する権利又は当該訴訟を通じて実施権の対象となる意匠の侵害から生じた損害の賠償を受ける権利を当該締約国の法令に基づいて有するための条件として、実施権の記録を要求することができない。

13) 効力発生、批准及び加入の効力発生日 (30 条、旧 28 条)

・内容：条約の効力発生に必要な批准書又は加入書の数等について規定した。

・議論の推移／結果

条約の効力発生に必要な批准書又は加入書の数について、「10」を支持するグループと「30」を支持するグループとが対立したが、「15」で合意した。

・採択された条項・規則等

Article 30 Entry into Force : Effective Date of Ratifications and Accessions

[仮訳]

第 30 条 効力発生、批准及び加入の効力発生日

(1) [考慮されるべき文書] この条の規定の適用上、第 29 条 (1) に規定する国又は政府間機関によって寄託され、かつ、同条 (3) の規定に従ってその寄託が有効となった批准書又は加入書のみが考慮される。

(2) [この条約の効力発生] この条約は、15 の国又は第 29 条 (1) (ii) に規定する政府間機関が批准書又は加入書を寄託した後 3 ヶ月で効力を生ずる。

(3) [この条約の効力発生後の批准又は加入の効力発生] (2) に規定する国及び政府間機関以外の国及び政府間機関は、その批准書又は加入書を寄託した日の後 3 ヶ月でこの条約に拘束される。

14) 留保 (31 条 (旧 29 条))

・内容：いずれの国・政府間機関も、この条約の締約国となる日において、宣言により、次の規定について留保することができることを規定した：

5 条 (2) (b) [代理人の選任義務の例外] (31 条 (1))

7 条 [グレースピリオド] (31 条 (2))

10 条 (1) [出願・登録意匠の非公表の維持] (31 条 (2))

16 条 (2) [優先権の回復] (31 条 (2))

19 条 (2) [侵害訴訟への参加等に実施権記録を求めないこと] (31 条 (2))

・採択された条項・規則等

Article 31 Reservations

[仮訳]

第 31 条 留保

(1) [第 5 条 (2) (b) に関する留保] いずれの国又は政府間機関も、第 5 条 (2) (b) の規定にかかわらず、留保を付することにより、この条約の締約国となる日において自国の関係法令が自国の領域内に領域内に住所若しくは現実かつ有効な産業上若しくは商業上の施設を有しない出願人その他の関係する者が、出願日の設定のための出願のために当該官庁に対して自ら行動することができることを認めない旨を宣言することができる。

(2) [第 7 条、第 10 条 (1)、第 16 条 (2) 又は第 19 条 (2)] いずれの国又は政府間機関も、この条約の締約国となる日において自国の関係法令が第 7 条、第 10 条 (1)、第 16 条 (2) 又は第 19 条 (2) の規定を遵守しない場合は、留保を付することにより、第 7 条、第 10 条 (1)、第 16 条 (2) 又は第 19 条 (2) の規定を適用しない旨を宣言することができる。

(3) [方法] (1) から (2) までの規定に基づく留保については、留保を行う国又は政府間機関のこの条約の批准書又は加入書に伴う宣言において付する。

(4) [撤回] (1) から (2) までの規定に基づく留保については、いつでも撤回することができる。

(5) [その他の留保の禁止] 留保は (1) から (2) までの規定に基づいて認められる留保を除くほか、この条約のいかなる規定についても認められない。

2. 3 今後の期待

意匠法条約は、15 の国又は政府間機関が批准書又は加入書を寄託した後 3 ヶ月で効力を生じると規定され (30 条 (2))、現時点では日本は条約加盟の検討を行っている段階である。日本国意匠法は、指定期間の延長や権利の回復など、条約加盟に向けて整備してきた。例えば、優先権を主張することができる期間を徒過した意匠登録出願の優先権の主張の救済規定 (意匠法第 15 条第 1 項) は、意匠法条約の素案にある「優先権の回復」に関する規定を条約採択に先んじて日本が措置を講じたといえる⁽⁵⁾。一方、日本代表団の提案が通ったことと同様に他国の提案の一部も条約の内容として反映されていることから、日本が条約に加盟するに際して、意匠法の改正 (もしくは、条約の一部の規定について適用留保) の必要があり、近い将来において、例えば、在外者が日本国特許庁に対して行う手続きの一部について直接手続することを認める規定、出願日認定要件の規定、新規性喪失例外適用の制度、優先権主張の訂正・追加等についての整備がなされることが考えられる。

リヤド意匠法条約において規定されている手続の概要		現行意匠法関連法令
代理人選任の例外 (第 5 条)	出願日を確保するための手続や、単なる料金の支払については、在外者であっても代理人を介さずに官庁に対する手続を行うことが可能。	意匠に関する手続について、在外者が特許庁に対して直接手続することを認める規定はない。
出願日認定要件 (第 6 条)	出願日認定要件に含まれる情報が提出書類に含まれる場合は、その提出日が出願日として認定される。また、出願日認定ができない場合は、補完を求める機会が与えられる。	出願日認定要件の規定及び要件を満たさない場合の措置に関する規定はない。
グレースピリオド (第 7 条)	出願日 (優先権主張を伴う場合は優先日) に先立つ 12 か月の期間に意匠が開示された場合、新規性、独創性等を毀損しない。	1 年のグレースピリオドを認めている一方、出願日を起算日としており、優先日については考慮されていない。
優先権主張関連の救済 (第 16 条)	条約・規則で定める要件が満たされる場合は、優先権主張の訂正や追加が可能。	優先権主張の訂正・追加を認める規定はない。

「日本国特許庁、第 17 回意匠制度小委員会議 資料 1 意匠制度に関する検討課題について、P.38」より

図 1 意匠法条約と現行意匠法関連法令との主な関係例

3. おわりに

日本弁理士会は、個人デザイナーや中小企業、大企業など、様々なクライアントの視点を持ち、また、クライアントの外国出願をサポートする経験を通じて諸外国の意匠実務に接するとの特異な特徴を持つ。かかる特徴的立場から、日本国特許庁にユーザー意見を伝えると共に、SCTにおいては、日本国特許庁や他の日本組織と協力してユーザー意見と日本意匠制度を国際的に発信し続けてきた経緯がある。長年に亘って、多くの会員の力で条約成立に向けて臨んできた成果が実を結んだのは会期最終日当日の深夜2時を過ぎていたほどに、外交会議は紛糾し、条約採択は困難を極めるものであった。今般の外交会議の派遣は、鈴木 一永会長の政策の知的財産の国際的な保護・活用の促進、DE & I の取り組み等を実践するものであり、当会の意匠法条約採択に向けた積極的な姿勢に対して、タン WIPO 事務局長やアブドゥラジス外交会議議長から会期中に感謝の言葉を頂戴したことを添えたい。この条約採択はスタートラインに過ぎず、弁理士として、より良い社会の実現に向けた伴走はこれからも続く。条約加盟に向けた意匠法改正や制度運用の変更等への対応に備えると共に、諸外国の意匠制度のアップデートについてアンテナを立てる必要があり、また、デジタル社会の変革に応じた日本意匠制度への取り組みの緊急性も高い。関心ある会員の皆様には、是非、日本弁理士会の国際活動センターや意匠委員会に参加いただき、知財業界の未来のために力になっていただくことを願う次第である。なお、本稿の共同執筆者は、組織の枠を越えて外交会議の現場に立ち会った三名の弁理士によるものであり、篠田弁理士の呼びかけにより寄稿に至ったものである。

最後に、日本国特許庁国際制度企画官の大山 栄成様、並びに日本国特許庁の皆様には、ユーザーへの丁寧なヒアリング、諸外国への粘り強い交渉、また、外交会議の参加にあたり多大なご助言、ご協力頂きました。ここに感謝の意を表します。



図2 議場風景

(参考文献)

- (1) 意匠法条約はサウジアラビアの首都リヤドで開催された外交会議で採択されたため、外交会議終了後、リヤド意匠法条約 (Riyadh Design Law Treaty (RDLT)) と呼称されることになった。本稿では、採択されたりヤド意匠法条約を、採択前の呼称である意匠法条約、Design Law Treaty、並びに、その略称である DLT を適宜用いて論説する。
- (2) WIPO, Diplomatic Conference to Conclude and Adopt a Design Law Treaty Riyadh, November 11-22, 2024, <https://www.wipo.int/diplomatic-conferences/en/design-law/index.html>, (2025.2.7 アクセス日)
- (3) 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会 (Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications)
- (4) WIPO, DLT/DC/26, NOVEMBER 25, 2024, Diplomatic Conference to Conclude and Adopt a Design Law Treaty (DLT), RIYADH DESIGN LAW TREATY, https://www.wipo.int/edocs/mdocs/sct/en/dlt_dc/dlt_dc_26.pdf
WIPO, DLT/DC/26 CORR., DECEMBER 19, 2024, Diplomatic Conference to Conclude and Adopt a Design Law Treaty (DLT),

CORRIGENDUM TO DOCUMENT DLT/DC/26,

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/sct/en/dlt_dc/dlt_dc_26_corr.pdf

(5) 日本国特許庁、期間徒過後の救済規定に係るガイドライン【四法共通】(令和3年4月26日改訂版)、P.2

(原稿受領 2025.2.27)

読者の皆様の声をお待ちしています

パテント誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わる会誌編集部としては本誌が読者の皆様にかに読まれているかちょっと気になります。

そこで、パテント誌では「読者の声」の欄を設けています。

「読者の声」欄に、参考になったこと、論考に対するご意見、編集者への注文などをEメールにてお寄せください。

「読者の声」のご投稿は・・・
日本弁理士会 広報室「読者の声」係
patent-bosyuu@jpaa.or.jp



※ 500 字程度で、氏名、年齢、職業、連絡先をご明記の上、ご投稿ください。

※ ご投稿頂いた「読者の声」は、パテント誌に掲載させて頂く場合があります。掲載させて頂く際は、事前にご連絡いたします。その際、一部を手直しして頂く場合もございますので、ご協力をお願いします。